

戸田市スポーツセンター内食品等自動販売機設置仕様書

戸田市スポーツセンター内食品等自動販売機設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 設置場所

戸田市スポーツセンター（戸田市新曽 1286 番地）内 1 階ラウンジ横
旧売店施設内

2 設置期間

平成 29 年 8 月下旬～平成 33 年 3 月 31 日（約 3 年 7 か月）

3 自動販売機設置に係る行政財産使用料について

（公財）戸田市文化スポーツ財団が戸田市に支払うものとします。

4 電気料の支払いについて

（公財）戸田市文化スポーツ財団は各自販機の子メーターのカウンタに基づき月毎の使用量、電気料の実費を算出します。

電気料の実費は自動販売機設置事業者が月毎に（公財）戸田市文化スポーツ財団の請求に基づき当財団へ支払うものとします。

※物品販売用自動販売機の電気料は除く。

5 その他の経費について

自動販売機及び電気使用量確認用子メーターなど、付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業者の負担とする。

6 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

7 使用上の制限

（1）設置期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に設置場所を原状に復すること。但し、特に（公財）戸田市文化スポーツ財団が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。

（2）設置機器は、省エネルギータイプのものを採用すること。（新品でなくても可）。

(3) 販売価格は通常市販価格を参酌し、事業者において決定すること。但し、飲料水については、戸田市スポーツセンター内既設飲料水自動販売機の売価とつり合う価格に設定すること。

※公共施設であるため飲料水自動販売機の販売価格は市販の小売希望価格よりも10円安い売価で販売を依頼しているため。

(4) 販売した商品の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適切に処理すること。また、事業者は回収ボックスを適切な個数で設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。

8 設置条件

(1) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。

(2) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。

9 維持管理

(1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。

(2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び、品切れが発生しないよう、十分に注意すること。

(3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず当センター営業時間中の対応が可能とすること。

(4) 商品補充・容器回収頻度については、(公財)戸田市文化スポーツ財団と協議して決定すること。

(5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。

(6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。

(7) (公財)戸田市文化スポーツ財団は、当財団の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

1 0 商品の具体的な構成

- (1) 1台は食品自動販売機とすること。(パン類、菓子類)
- (2) 1台は冷凍食品用自動販売機とすること。(電子レンジ機能付き)
- (3) 1台はアイスクリーム自動販売機とすること。
- (4) 1台はカップラーメン自動販売機とすること。(お湯が出るもの)
- (5) 2台は飲料水自動販売機とすること。(災害対策用の自動販売機とし、
缶やペットボトル等の密閉式容器とすること)

その際、戸田市上下水道経営課で販売する 戸田のおいしいペットボトル水「戸田の水来」(とだのみらい)を1品目として販売すること。

※「戸田の水来」(500ミリリットルペットボトル水)1本100円
1ケース(24本入り)2,000円(税込)

「戸田の水来」についての売上手数料は必要ありません。

※ 販売価格については7(3)に留意願います。

- (6) 1台は物品販売用自動販売機を(公財)戸田市文化スポーツ財団が借用させていただき、スポーツ用品等を販売いたしたく、物品販売用の汎用機のみを当財団に無償で貸与できる事業者とします。

※ 物品販売用自動販売機については電気料の支払い、つり銭の用意、販売品の商品管理は一切(公財)戸田市文化スポーツ財団が行うこととします。

※ また、上記においてスポーツ用品等の物品販売が自社で対応できる業者があればご提案願います。

- (7) (1)～(6)までの合計7台の自動販売機をすべて自社でまかなえる設置事業者が募集の対象となります。

1 1 報告書の提出及び手数料の支払いについて

事業者は、月別の売り上げ状況(販売個数、売上額)を毎月末日に当月分を確認し、販売個数報告書を(公財)戸田市文化スポーツ財団に提出するものとする。また、その数量に対する手数料を翌月20日までに(公財)戸田市文化スポーツ財団に支払うものとする。

※物品販売用自動販売機は除く。

1 2 その他

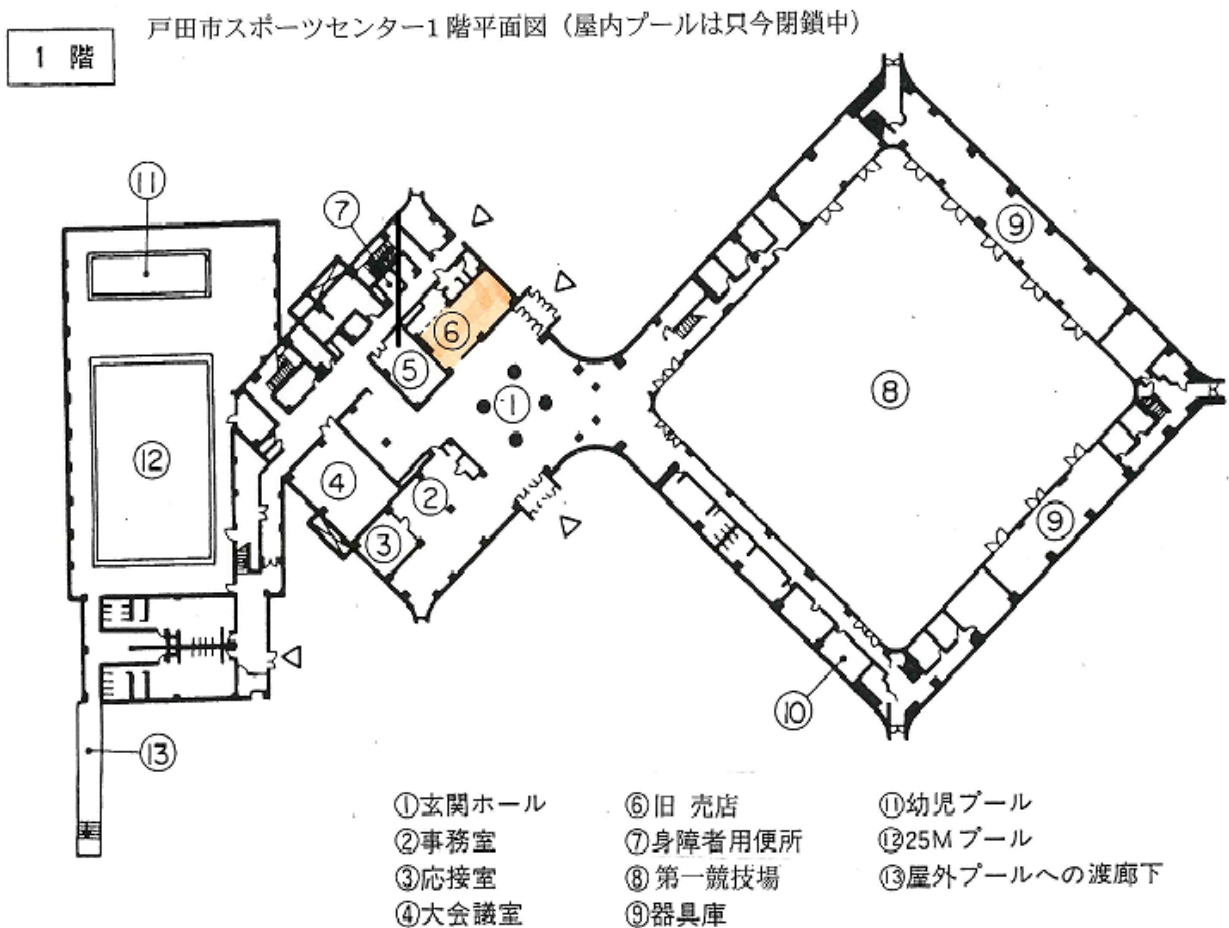
この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、(公財)戸田市文化スポーツ財団と事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

1.3 提案書について ・ ・ ・ 提案書は3部作成願います。

- (1) 10の各自動販売機設置に係る諸条件をご提案ください。
 - a. 設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し(寸法、省エネタイプと確認できるもの)
 - b. 各自動販売機の(公財)戸田市文化スポーツ財団へ支払う手数料について
 - c. 各自動販売機の販売可能な商品内容について
 - d. その他
- (2) さらに提案があればご提案ください。

1.4 位置図

- ①戸田市スポーツセンター1階平面図
食品等自動販売機の設置場所(⑥売店)



②食品等自動販売機コーナーレイアウト案

